



2022年2月14日

各位

会社名	株式会社 BuySell Technologies
代表者名	代表取締役社長兼 CEO 岩田 匡平 (コード番号：7685 東証マザーズ)
問合せ先	取締役 CFO 小野 晃嗣 (TEL. 03-3359-0830)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年3月23日開催予定の当社第21回定時株主総会に以下の定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社の今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものであります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

なお、詳細につきましては、本日付で別途開示しております「監査等委員会設置会社への移行および取締役の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) バーチャルオンリー株主総会に関する条項の追加

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(4) 株主総会参考書類等の電子提供制度導入に伴う変更

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、上場会社には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年3月23日（水曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年3月23日（水曜日） |

※なお、上記1.(3)は経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日に、1.(4)は附則で定める日に効力を生じます

以上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 3. (省略)	1. ～ 3. (現行どおり)
4. 広告代理業及び代理店業	4. <u>広告業</u> 、広告代理業及び代理店業
5. ～ 12. (省略)	5. ～ 12. (現行どおり)
<u>13. <u>ダビング、スキャン、復元サービス等の情報化サービス</u></u>	(削 除)
<u>14. 企業経営に関するコンサルタント業務</u>	<u>13. 企業経営に関するコンサルタント業務</u>
<u>15. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u>	<u>14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u>
<u>16. 投資業</u>	<u>15. 投資業</u>
<u>17. 有価証券の売買及び保有、運用</u>	<u>16. 有価証券の売買及び保有、運用</u>
<u>18. インターネット及びカタログ等による通信販売、仲介及び情報提供サービス</u> (新 設)	<u>17. インターネット及びカタログ等による通信販売、仲介及び情報提供サービス</u>
(新 設)	<u>18. <u>不動産の売買、賃貸、管理、鑑定に関する業務</u></u>
<u>19. 営業及び販売の代行、業務受託及び代理店業務</u>	<u>19. <u>産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理及び再生処理に関する業務</u></u>
<u>20. 前各号に関する顧客の仲介及び斡旋業務</u>	<u>20. 営業及び販売の代行、業務受託及び代理店業務</u>
<u>21. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託</u>	<u>21. 前各号に関する顧客の仲介及び斡旋業務</u>
<u>22. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>22. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託</u>
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
(公告の方法) 第5条 (条文省略)	(公告の方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)

<p>(自己株式の取得) 第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">② <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
---	--

<p>(株主総会の決議) 第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 (条文省略)</p> <p>(株主総会議事録) 第18条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会の決議) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会議事録) 第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は <u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最</u></p>

<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p>	<p><u>終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 25 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款</u>のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p>
---	---

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 （条文省略）

（取締役との責任限定契約）

第 30 条 （条文省略）

第 5 章 監査役及び監査役会

（員 数）

第 31 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

（選任方法）

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。但し、補欠監査役の選任決議の定足数は前項の規定を準用する。
- ④ 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任 期）

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。

（常勤の監査役）

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条 （現行どおり）

（取締役との責任限定契約）

第 31 条 （現行どおり）

（削 除）

（削 除）

（削 除）

（削 除）

（削 除）

<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会議事録)</u> <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 40 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第 41 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>きる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第 43 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期) 第 44 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 46 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 47 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 48 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 42 条 (現行どおり)</p>

(剰余金の配当の除斥期間)
第49条 (条文省略)

(新 設)
(新 設)

(新 設)

(剰余金の配当の除斥期間)
第43条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 変更前定款第15条の規定の削除及び変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

② 施行日から次の定めは効力を有するものとする。なお、本定めは、施行日から6カ月を経過した日若しくは施行日から6カ月以内に開催する最後の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

「当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。」

③ 本条は、前項に定めるいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。